

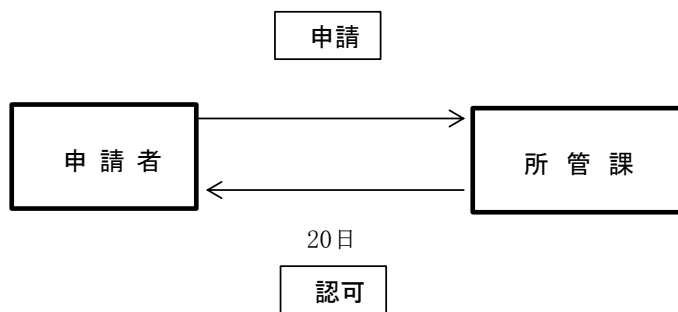
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 3

|            |   |     |
|------------|---|-----|
| 処 分 名      | 社会福祉法人の定款の変更認可  |     |
| 処 分 の 概 要  | 社会福祉法人の定款変更認可を行う。   |     |
| 根 拠 法 令 名  | 社会福祉法(昭和26年法律第45号)  |     |
| 条 項        | 第45条の36第2項  |     |
| 所 管 課      | 指導監査課   |     |
| 経由機関での処理期間 |   | なし  |
| 所管課での処理期間  |   | 20日 |
| 標準処理期間     | 計   | 20日 |
| 判断基準       | <p>社会福祉法第45条の36第2項の規定により準用される、第32条に基づき、判断する。</p> <p>【根拠法令等】<br/> 社会福祉法<br/> 第四十五条の三十六 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。<br/> 2 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。<br/> 3 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>第三十二条 所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。</p> <p>社会福祉法施行規則<br/> 第三条 社会福祉法人は、法第四十五条の三十六第二項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更の条項及び理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。<br/> 一 定款に定める手續を経たことを証明する書類<br/> 二 変更後の定款<br/> 2 前項の定款の変更が、当該社会福祉法人が新たに事業を經營する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、次に掲げる書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。<br/> 一 当該事業の用に供する財産及びその価格を記載した書類並びにその権利の所属を明らかにすることができる書類<br/> 二 当該事業を行うため前号の書類に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限の所属を明らかにすることができる書類<br/> 三 当該事業について、その開始の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書<br/> 3 第一項の定款の変更が、当該社会福祉法人が従来經營していた事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。<br/> 4 第二条第三項及び第五項の規定は、第一項の場合に準用する。</p> |     |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。